

議第 2 3 号

呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市火災予防条例の一部を改正する条例

呉市火災予防条例(昭和 3 7 年呉市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(避雷設備) 第 1 7 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するものとしなければならない。 2 略	(避雷設備) 第 1 7 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本産業規格</u> に適合するものとしなければならない。 2 略

付 則

この条例は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。